# 加治木監督署だより　第１７号

（文書内敬称等略）　　令和４年７月

## 労働保険の加入義務について

**労働保険とは、いわゆる①労災保険と②雇用保険とを総称した保険のことです。労働者（パート、アルバイトを含む）を１名でも雇用していれば労働保険に加入しなければなりません（農林水産業の一部の事業は除く）。厚生労働省では、「未手続事業一掃対策」を実施しております。未手続の事業場には、遡って保険料を徴収するほか、併せて追徴金が課される場合があります。労働保険未手続事業場に対する罰則もあります。**

### 令和４年度　鹿児島労働安全衛生大会　鹿児島労働局長表彰事業場について

令和４年度鹿児島労働安全衛生大会（主催：鹿児島県労働基準協会ほか、主唱：鹿児島労働局）が、７月１日に鹿児島市民文化ホールで開催され、鹿児島県内で働く全ての労働者の安全と健康を守り、より良い快適な職場環境を築くことを誓い合いました。なお、加治木監督署管内からは、**ニッカウヰスキー株式会社さつま司蒸溜蔵**が**鹿児島労働局長奨励賞**を受賞されました。皆様も、より一層の安全衛生管理をお願い致します。

### 夏休み前、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンについて

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です。また、労働時間を適正に把握する必要があります。雇う側も雇われる側も、十分に注意して働きましょう。

### 中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済（中退共）制度は、昭和 34 年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。中小企業等において、単独では退職金制度を持つことが困難である実情を考慮して、国の援助等を踏まえて退職金制度を確立したものです。当該制度の詳細については、**独立行政法人勤労者退職金共済機構　中小企業退職金共済事業本部（電話 03-6907-1234）**へお尋ねください。

## 加治木署管内労働災害発生状況

令和４年６月　速報値（新型コロナ感染症を除く）

| 年／業種 | 死傷者数（休業４日以上） | 死亡者数 | 対前年増減(死傷) | 対前年増減(死亡) |
|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 101 | 0 | -3 | 0 |
| 製造業 | 21 | 0 | -1 | 0 |
| 建設業 | 10 | 0 | -4 | 0 |
| 陸上貨物運送事業 | 16 | 0 | +9 | 0 |
| 第三次産業 | 44 | 0 | -11 | 0 |

**最低賃金**

**時間額　821 円**

**記事についてのお問合せは**

加治木労働基準監督署
担当　秋山
姶良市加治木町新富町９８－６
（加治木工業高校隣）
TEL　0995-63-2035